

“美しい環境と快適な暮らしをめざして”

日常生活で排出される雑排水の適正な処理を行うことは、河川などの汚れを防ぎ、美しい環境と快適な生活を維持するうえで大変重要なことです。

町では、集合処理区域では公共下水道等の整備を行うとともに、個別処理区域では浄化槽の整備推進を図っています。



町の支援制度をご活用ください

= 浄化槽を設置する場合の補助 =

浄化槽設置整備事業（浄化槽区域）

- ◎ 対象者 間沢川、綱取、沼の平、岩根沢、桂林、横岫、小沼、吉川、原、沼山、入間、小山、本道寺（清水小屋）、弓張平、志津、大井沢および睦合、海味、間沢の一部（下水道区域から外れている区域）に所在する住宅等（宿坊、民宿を含む）に浄化槽を設置する方（新築、建替え含む）
- ※ 上記地区に住所を有さない方（別荘等）や、住宅の用に供していない建物（事業所、旅館、料亭等）は該当しません。

- ◎ 補助金（限度）額
- | | |
|----------|------------|
| ・ 5人槽 | 530,000円 |
| ・ 7人槽 | 760,000円 |
| ・ 10人槽以上 | 1,110,000円 |

※ 単独処理浄化槽を廃止して合併処理浄化槽を設置する場合は、上記額に**50,000円を加算**して交付します。

上記の他、浄化槽設置者の負担を軽減するための山形県費補助制度「浄化槽整備促進事業」を併せて活用することができます。

対象要件：上記対象者で、単独処理浄化槽又は汲取り便槽から合併処理浄化槽へ入れ替える工事
※対象はリフォーム工事等での入替えです。住宅の建て替えに伴う入替えは対象外となります。

- 補助金（限度）額
- | | |
|---------|----------|
| ・ 5人槽 | 210,000円 |
| ・ 6人槽以上 | 265,000円 |

- ◎ 申請期間 **令和7年4月15日(火) ～ 令和8年2月27日(金)**
(予算状況により期間が前後する場合があります。詳しくはお問い合わせください。)

- ◎ 申請方法 浄化槽設置業者（西川町排水設備指定工事店）を通じて申請してください。

（問い合わせ先：建設水道課管理係 TEL74-4120）

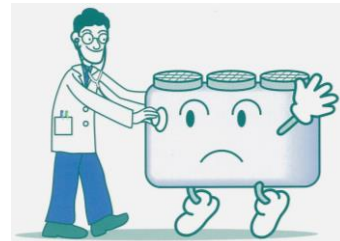
= 下水道接続や浄化槽を設置する場合の支援制度 =

排水設備等設置改造資金融資斡旋及び利子補給制度

下水道接続時や浄化槽設置整備事業の補助を受け、改造工事に要する費用の融資を希望する方に対し、指定金融機関への融資斡旋と一定の限度内での利子補給を行っています。

- ◎ 限度額 改造工事1件につき120万円（10万円単位とし、10万円未満端数切捨て）
- ◎ 補給率 供用開始から3年以内5%まで、4年目以降2%まで

浄化槽を設置しているみなさんへ



= 指定検査機関の法定検査を受検してください =

浄化槽を設置している方は、使用開始から3～8ヶ月後の水質検査（浄化槽法第7条検査）とその後、毎年1回の法定検査（浄化槽法第11条検査）を受けることが法律で義務付けられています。

【保守点検と法定検査の違い】

	保守点検	法定検査
実施者	浄化槽を設置した方からの委託を受けた保守点検業者	県知事が指定した検査機関（町内の検査機関は（財）山形県理化学分析センターが行います。）
内 容	浄化槽の機能を正常に維持するために定期的に行う点検、清掃	保守点検や清掃が適正に行われているか、また、浄化槽の機能が正常に維持されているかどうかを確認するために行う検査

【検査手数料】 令和7年4月現在（非課税）

詳しくは一般財団法人山形理化学分析センターのホームページをご覧ください。

検査の種類	人 槽	検査手数料
7条検査	20人槽以下	8,000円
	21～100人槽	14,000円
11条検査	20人槽以下	5,000円
	21～100人槽	9,000円
	101～300人槽	13,000円



※保守点検業者へ支払っている委託料金とは別になります。

【検査未受検の場合】

県からの勧告や命令など、より強い指導がなされ、それでも受検しない場合は、30万円以下の罰則が課せられる場合があります。

【新たに検査を受検するには?】

指定検査機関へ『検査申込書』を提出してください。申込書は建設水道課に用意してあります。

【浄化槽を使用しなくなったときは?】

公共下水道への接続などにより、浄化槽の使用を廃止した際には、30日以内に市町村へ『浄化槽使用廃止届出書』を提出することが法律で義務付けられています。定められた届出用紙（様式）がありますので、下記担当までお問い合わせください。

○浄化槽に関するお問い合わせ

内 容	問合わせ先	電話番号
法定検査制度に関すること	村山総合支庁 環境課 （山形市鉄砲町2-19-68）	023-621-8429
検査の内容に関すること	一般財団法人 山形県理化学分析センター （山形市松栄1-6-68）	023-645-5306
支援制度・廃止届・管理者変更等に関すること	西川町建設水道課管理係 （西川町大字海味510）	0237-74-4120